

答弁書第二号

内閣参質一九三第二号

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出日朝国交正常化交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日朝国交正常化交渉に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「国交正常化交渉は行われなかった」、「途絶えた」及び「日朝国交正常化交渉が再開し、国交正常化に進む条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府は、平成三年一月三十日から同年三十一日までの二日間に平壤において、同年三月十一日から同月十二日までの二日間に東京において、同年五月二十日から同月二十二日までの三日間に北京において、同年八月三十一日から同年九月二日までの三日間に北京において、同年十一月十八日から同月二十日までの三日間に北京において、平成四年一月三十日から同年二月一日までの三日間に北京において、同年五月十三日から同月十五日までの三日間に北京において、同年十一月五日に北京において、平成十二年四月四日から同月七日までの四日間に平壤において、同年八月二十一日から同月二十四日までの四日間に東京において、同年十月三十日から同月三十一日までの二日間に北京において、平成十四年十月二十九日から同月三十日までの二日間にクアラルンプールにおいて、日朝国交正常化交渉の本会談を開催した。また、平成十八年二月六日に北京において国交正常化交渉を行った。

なお、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。